

仙北市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、仙北市市税条例の一部改正が必要となったものです。

2 主な改正内容等

（1）個人住民税について

令和 6 年度個人住民税について、納税者の合計所得金額が 1,805 万円以下である場合、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき、個人住民税 1 万円を控除するもの
施行日：令和 6 年 4 月 1 日施行

（2）固定資産税について

土地に係る負担調整措置について、現行の仕組みを令和 8 年度まで 3 年間延長するもの
施行日：令和 6 年 4 月 1 日施行